

北九産学学第 7 号
平成 17 年 4 月 1 日

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田重森様

北九州市長 末吉興



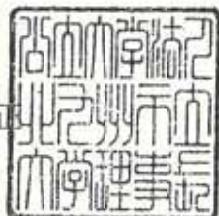
業務方法書に対する意見について

平成 17 年 4 月 1 日付け北九大総第 3 号で公立大学法人北九州市立大学から
申請があった業務方法書について、地方独立行政法人法第 22 条第 3 項の規定
により、意見を求めます。

北九大総第3号
平成17年4月1日

北九州市長 末吉 興一 様

公立大学法人北九州市立大学
理事長 阿南 唯正



公立大学法人北九州市立大学業務方法書の認可申請について

地方独立行政法人法第22条第1項の規定により、公立大学法人北九州市立大学業務方法書を別紙のとおり定めたので、認可くださるよう申請します。

公立大学法人北九州市立大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、北九州市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成17年北九州市規則第20号）第2条に規定する事項を定め、公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 本学は、法第26条第1項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、公立大学法人北九州市立大学定款（以下「定款」という。）第24条に規定する業務（以下「業務」という。）の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 本学は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 本学は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第5条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

(外部資金の受入)

第6条 本学は、業務の遂行に資するため、寄付金その他の外部資金を受け入れができるものとする。

(施設等の貸付け)

第7条 本学は、業務に支障がない場合は、本学の施設及び設備を本学以外の者に貸し付けることができるものとする。

(その他)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、業務に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この業務方法書は、北九州市長の認可があった日から施行する。



資料 2

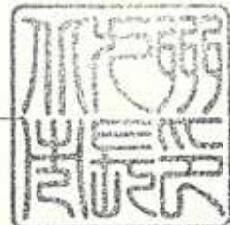
北九産学学第 8 号

平成 17 年 4 月 1 日

北九州市地方独立行政法人評価委員会

委員長 石田重森様

北九州市長 末吉興



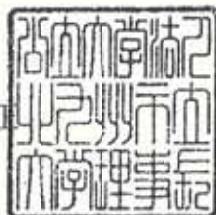
役員に対する報酬等の支給の基準について

平成 17 年 4 月 1 日付け北九大総第 6 号で公立大学法人北九州市立大学から届け出があった役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する第 49 条第 1 項の規定により、通知します。

北九大総第6号
平成17年4月1日

北九州市長 末吉 興一 様

公立大学法人北九州市立大学
理事長 阿南 惟正



役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準について（届出）

地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第2項の規定により、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を下記のとおり定めたので、届け出ます。

記

- 1 公立大学法人北九州市立大学役員報酬規程 別紙1のとおり
- 2 公立大学法人北九州市立大学役員退職手当規程 別紙2のとおり

別紙1

公立大学法人北九州市立大学役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人北九州市立大学の役員の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する報酬は、年俸とする。

2 年俸額は、別表に掲げる常勤役員の区分に応じて定める額とする。

3 前項の規定による年俸額は、北九州市地方独立行政法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価の結果及び当該役員の業務の実績等を総合的に勘案して、その額の100分の3の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員の報酬)

第3条 非常勤の役員に対する報酬は、日額30,000円以内で理事長の定める額とする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

役員区分	年俸額
理事長	16,700,000円
副理事長	16,350,000円
理事	7,000,000円以上 14,200,000円以下の範囲で理事長が定める額

公立大学法人北九州市立大学役員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人北九州市立大学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給に關し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の次項に規定する退職手当基礎月額（以下「退職手当基礎月額」という。）に在職期間1年につき、100分の100の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1年につき、退職の日における当該異なる役職ごとの退職手当基礎月額に100分の100の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 退職手当基礎月額については、当該役員の退職の日における公立大学法人北九州市立大学役員報酬規程（平成17年北九大規程第27号）第2条第2項に基づいて定められた額を12で除して得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月とみなして計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない役職別期間の月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

3 第1項に定める在職期間には、その者が年齢60歳（学長又は教育職員を兼務する者にあっては年齢65歳。ただし、公立大学法人北九州市立大学職員の定年の特例に関する規程（平成17年北九大規程第21号）第3条又は第4条に定めのある職員を兼務する者については、それぞれの規定に定める年齢）に達した日以後における最初の3月31日を超える期間は含まないものとする。

4 前3項の規定により計算した在職期間が6月以上1年未満の端数があるときは、当該役員の在職期間はこれを1年とする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(北九州市職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第5条 役員のうち、北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）第6条の2及び北九州市職員退職手当支給条例施行規則（昭和38年北九州市規則第22号）第6条の規定の適用を受けて北九州市を早期退職後、役員となった者に対しては、当該役員に対する退職手当は支給しない。

(職員との在職期間の通算)

第6条 役員が、引き続いて職員（公立大学法人北九州市立大学職員退職手当規程（平成17年北九大規程第42号。以下「職員退職手当規程」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

2 職員から引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第7条 前条第2項の場合における当該役員の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、理事長が別に定める額に、役員としての引き続いた在職期間を職員退職手当規程第8条に規定する在職期間とみなして、職員退職手当規程に規定する支給率を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、死亡による退職のときは、その遺族に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には、退職手当は支給しない。

(職員退職手当規程の準用)

第9条 退職手当の返納等の取扱い、遺族の範囲及び順位並びに遺族からの排除については、職員退職手当規程第13条から第17条までの規定を準用する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した退職手当の額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(その他)

第11条 退職手当の支給手続その他この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

公立大学法人北九州市立大学役員退職手当規程について

1 在職期間の計算

(原案)

第3条

3 第1項に定める在職期間には、その者がその支給限度年齢（事務職員を兼務する者は年齢60歳、教育職員を兼務する者は年齢65歳。ただし、公立大学法人北九州市立大学職員の定年の特例に関する規程（平成17年北九大法人規程第〇号）第3条又は第4条に定めのある職員を兼務する者については、それぞれの規定に定める年齢）に達した日以後における最初の3月31日を超える期間は含まないものとする。

(修正案)

3 第1項に定める在職期間には、その者が年齢60歳（学長又は教育職員を兼務する者にあっては年齢65歳。ただし、公立大学法人北九州市立大学職員の定年の特例に関する規程（平成17年北九大規程第21号）第3条又は第4条に定めのある職員を兼務する者については、それぞれの規定に定める年齢）に達した日以後における最初の3月31日を超える期間は含まないものとする。

2 端数の処理

(原案)

第2条

2 退職手当基礎月額については、当該役員の退職の日における公立大学法人北九州市立大学役員報酬規程（平成17年北九大法人規程第〇号）第2条第2項に基づいて定められた額を12で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

第10条 この規程により計算した退職手当の額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(修正案)

第2条

2 退職手当基礎月額については、当該役員の退職の日における公立大学法人北九州市立大学役員報酬規程（平成17年北九大規程第27号）第2条第2項に基づいて定められた額を12で除して得た額とする。

第10条 この規程により計算した退職手当の額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。